

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税 地方消費税 徴収規定）		
要望 項目名	令和9年度障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の内容 障害福祉報酬については、こども家庭審議会障害児支援部会等において、令和9年度障害福祉報酬改定に向けた検討を行うこととしており、当該検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	[]		
減収 見込額	[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和8年4月10日）において整理された方向性を踏まえ、こどもと家族のウェルビーイングを支える包括的な支援体制を確保する。 (2) 施策の必要性 上記の政策目的を達成するためには、障害児入所施設における家庭的な養育環境の推進に向けた方策等を検討する必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. 1～6. （略） 7. 障害児への支援に関する施策の推進 8. （略）
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置により、障害児支援制度の適切な運営を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置を講じることは、障害児支援事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考ええる。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—